

議 事 録

名 称		世田谷区交通安全対策連絡会（第２８回）
担当部課		土木部交通安全自転車課
開催日		令和６年８月１３日（火）～９月１３日（金）（書面開催）
開催場所		－
出席者	委員	資料２のとおり
	事務局	資料２のとおり
欠席者		－
会議次第		１．議事 （１）世田谷区自転車等駐車対策協議会の協議会委員について 【土木部交通安全自転車課】 （２）区の交通安全・自転車安全利用啓発の取組みについて 【同上】 （３）自転車ナビマーク・ナビライン整備箇所における維持管理の取組みについて 【同上】 （４）清掃・リサイクル事業について 【清掃・リサイクル部事業課】 （５）視覚障害者用音響式信号機の設置状況について 【都市整備政策部都市デザイン課】
会議結果（要旨）		◇委員 ◆事務局
		◎報告事項 （１）世田谷区自転車等駐車対策協議会の協議会委員について 意見・質問等：特になし （２）区の交通安全・自転車安全利用啓発の取組みについて 意見・質問等：特になし （３）自転車ナビマーク・ナビライン整備箇所における維持管理の取組みについて 意見・質問等：特になし

	(4) 清掃・リサイクル事業について 意見・質問等：特になし (5) 視覚障害者用音響式信号機の設置状況について 意見・質問等：特になし ◎その他 ◇民家から公道に樹木が越境し、自転車の通行の妨げになっている地区が目立つ。見回りの上、対応をお願いしたい。(世田谷警察署) ◇現在、区では道路上にはみ出している樹木について多くの通報を受けており、各土木管理事務所と土木計画調整課道路監察が所有者に切除してもらうようお願いをしているところである。 また、道路パトロールは定期的に行っているが、著しく通行を阻害する樹木は巡回指導できても、自転車や歩行者にとって支障となるはみ出し樹木の判別までは困難である。 そのようなはみ出し樹木がある場合は、土木管理事務所に連絡をしてもらえれば対応する。なお、区のお願ひにもかかわらず切除されず通行を阻害している樹木については、道路交通法第 82 条（沿道の工作物等の危険防止措置）に拠り指導を行えるならば、区と警察署で情報を共有し、合同で対応することにより、より一層安心安全な道路空間が得られると考えている。(土木部土木計画調整課) 以上
--	---